

標準減圧表等の改正に当たっての論点について(案)

第1回、第2回の検討会の意見等をもとに開催要綱を踏まえ、減圧表等の改正に関する論点を以下のように整理した。

1 高気圧作業安全衛生規則における標準減圧表等の改正について(別紙参照)

- 罰則を定めた強制規定により事業者を実施を義務付ける最低基準であり、実効の担保が必要である。
- 規則において標準減圧表を示す必要性はあるのか。もし、示さないのであれば、高気圧業務を行う全ての事業者が、理解し法履行を担保するための減圧時間等の基準をどのように示したらよいのか。また、法の履行確保を図るため、労働基準監督官等が指導を行う上に置いても明確となるものが必要である。
- 酸素は薬事法上、医薬品の規制を受けていて、仮に高圧則の改正により、事業者が義務として、拒否する労働者にも酸素を吸入させるようにするためには、当検討会の検討内容から乖離することとなる。
- 潜水作業において、現在規制している水中での酸素減圧を行うことは可能か。酸素減圧が窒素中毒に有効であっても、現在規制している酸素中毒の可能性を残したまま規制緩和することは行政として不可能である。ステージを設けることや、ベルで浮上し船上減圧とすることにより、万が一の酸素中毒時に対応ができることをもって緩和が可能とならないか。
- 混合ガス呼吸(ヘリオックス、ナイトロックス、トライミックス等)のみを法令上許すのであれば、例えばヘリオックスだと、空気中の窒素を He 等の希ガスで置換し、窒素の分圧を小さくすることで身体に溶け込む窒素分を少なくする。結果、窒素中毒を予防するものであり、用途によって混合比は無量大に存在するが、無量大にある混合比のガス使用の場合の減圧時間等について規制することは可能なのか。
- 現行どおり空気呼吸・空気減圧を行うことも可とすると、現行の高圧則別表第1、別表第2及び別表第3の減圧表の問題点は何か。そもそも変更する必要があるのか。
- 第2回提出の減圧表案は、一日1回のみ高圧室内業務を行う前提だが、現高圧則では、2回を超えない場合は別表2で定める時間以内、2回を超える場合は別表3を使い求めた時間以内としている。1日において複数回高圧室内作業を行うことは禁止すべきか(複数回の場合は、体内の窒素分を閾値と公式等で規制出来ないか)。複数回を禁止できないのであれば、どのような規制が考えられるか。
- 潜水業務においては、潜水業務の回毎に別表第2と別表第3を用い、潜水時間を求める必要があるが、より安全で、かつ、簡易な表は出来ないか。
- 現行の高圧則では潜水業務(安衛令第20条第9号「潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務」)にお

ける純酸素の使用を禁止しているが、慢性窒素中毒対策において酸素減圧が重要となるため、酸素中毒の防止等の措置を講じた場合は使用を認めることが必要ではないか（爆発の危険性の防止規制は現状どおりの前提。）。

- 最低基準としては、空気呼吸・空気減圧の表を示すとしても、一定条件の下、より安全な混合ガス呼吸または、酸素減圧を行う場合等についてはこれを規則上も認めることが必要ではないか。ただ、混合ガス呼吸・酸素減圧を行っているからと、無減圧で作業を行わせる事業者を出してはならない。即ち、一定の基準（公式や安全率）等を示し、これを下限とすることで規制し、混合ガス呼吸や酸素減圧を行う場合には、この基準を上回る減圧表を事業者が計算によって作成し、使用することで法令の目的を確保させることが必要ではないか。
- 気閘室、潜函工法、潜鐘等用語表記についてわかり易くすることを考えなくてよい（高圧則第 25 条の 2 第 1 項及び第 3 項では潜函だが、第 2 項では潜かん。）。
- 平成 22 年 9 月 1 日付けで海上保安庁警備救難部救難課専門官（救難技術担当）名事務連絡「閉鎖式回路自給気潜水器及び混合気体を使用しての潜水業務の取扱いについて」で、いわゆるリブリーザーや混合ガス呼吸について、潜水業務に該当するか否か照会がなされ、**H22.9.16** 付け厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課調査官名事務連絡で潜水業務に該当する旨の解釈を回答しているが、閉鎖式回路自給気潜水器または混合気体を使用した場合も潜水業務であることを明確にしておく必要があるのではないかと。

2 ガイドライン等の制定について

- 法令で義務付ける最低基準は超えるが、実施することが望ましい措置については、ガイドライン等で示し指導することが必要ではないか。
- 酸素減圧や混合ガス呼吸を使用する場合の取扱いについては、ガイドライン等に示す必要があるのではないかと。

3 その他

- 再圧室の規格や使用方法、治療等に関しては、関係部局との調整等が必要な場合もあるので、この場において、問題点を具体的に挙げていただき関係部署へお伝えする必要があるのではないかと。